

危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会 設置要項

平成27年7月22日

文化庁文化部長決定

平成30年10月5日

文化庁審議官改定

1 趣旨

我が国における言語・方言のうち、ユネスコが平成21年に発行した“Atlas of the World’s Languages in Danger”で消滅の危機にあるとした8言語・方言及び東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の状況改善につなげるため、消滅の危機にある言語・方言に関する委託調査結果や最新の調査研究成果及び、消滅の危機にある言語・方言を抱える各地域の取組状況等について、関係者間で情報交換及び研究協議する「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」（以下、「研究協議会」という。）を設置する。

2 所掌事務

研究協議会は、次の事項を所掌する。

(1) 次の事柄に関する情報交換及び研究協議

- ① 文化庁が委託した「危機的な状況にある言語・方言の実態に関する調査研究」、
「危機的な状況にある言語・方言の保存・継承に係る取組等の実態に関する調査研究」及び「東日本大震災において危機的な状況が危惧される方言の実態に関する調査研究」（予備調査を含む）の調査研究成果
- ② 消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に資する、研究者等による最新の調査研究成果
- ③ 消滅の危機にある言語・方言を抱える地域における、保存・継承に係る取組状況

(2) 危機的な状況にある言語・方言サミットに関する調整

(3) その他関連する事項

3 構成

研究協議会は、次に該当する者の中から文化庁が委嘱した委員で構成する。

- ① 消滅の危機にある言語・方言を抱える地域において、保存・継承に携わっている行政担当者
- ② 消滅の危機にある言語・方言を抱える地域において、継続的に保存・継承に携わっている団体関係者
- ③ 消滅の危機にある言語・方言に関する研究者
- ④ その他、文化庁が必要と判断した者

4 任期

委員の任期は、委嘱の日から翌年3月末日までとする。

5 その他

研究協議会の庶務は、文化庁国語課において処理する。